

道路占用許可申請・協議書

新規	更新	変更	川道管第	号の2
			令和 年	月 日

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協 議

占 用 の 目 的																
占 用 の 場 所		路線名	市道						号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他						
		場所	川西市													
占 用 物 件		名 称			規 模				数 量							
占 用 の 期 間		令和	から			日間	独 占 物 件 造 構									
		令和	まで													
工 事 の 期 間		令和	から			日間	工 事 実 施 方 法									
		令和	まで													
道 路 の 復 旧 方 法		許可条件による復旧					添 付 書 類		1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 市の指示する図面							
請 負 業 者 名							現 場 責 任 者 名 職 氏 名		TEL							
占 用 料 調 定		面 積			㎡		期 間			料 金						
		延 長			m		令和 年 月 日から			・ ・ ・ まで 円						
		本 数			本		令和 年 月 日まで			以降1ヶ年につき 円						
起 案								決 裁								
(伺) 上記の申請・協議について、下記の条件を付して許可・回答してよろしいか。																
主 管	部 長	副 部 長	課 長	課 長 補 佐	副 主 幹		担 当	合 議	課 長	課 長 補 佐	主 査	主 任	係			
許可条件																

道路占用許可申請・協議書

新規	更新	変更	川道管第	号の2
			令和 年	月 日

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
T E L

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道		号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場所	川西市			
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	令和 から 令和 まで	日間	独 占 物 件 造 構		
工事の期間	令和 から 令和 まで	日間	工 事 実 施 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法	許可条件による復旧		添 付 書 類	1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 市の指示する図面	
請負業者名			現 場 責 任 者 名 職 氏 名	TEL	

協 議（通知）書

川 西 警 察 署 長 様

川 道 管 第 号の1
令和 年 月 日

上記の通り申請がありましたので、道路法第32条第5項の規定により
協議（通知）します。

川西市長 越田謙治郎

道路占用許可申請・協議書

新規	更新	変更	川道管第	号の2
			令和 年	月 日

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請
第35条 協 議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道		号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場所	川西市			
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	令和 から 日間 令和 まで	独 占 物 件 の 構 造			
工事の期間	令和 から 日間 令和 まで	工 事 実 施 の 方 法			
道 路 の 復 旧 方 法	許可条件による復旧		添 付 書 類	1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 市の指示する図面	
請負業者名			現 場 責 任 者 職 氏 名	TEL	

許 可 ・ 回 答 書

川 道 管 第 号の1

令和 年 月 日

上記の申請・協議に対し裏面のとおり
条件を付し許可・回答します。

川西市長 越田謙治郎

許 可 条 件

- (1) 工事の施工に伴い本市又は第三者に損害を及ぼした時は、すべて許可を受けた者がその賠償の責を負うものとする。
- (2) 本市が行う道路に関する工事により必要ある時は、直ちに許可を受けた者の費用で本市の指示するとおり占用物件の改築、移設、除去又は原形に復旧を行うこと。
- (3) 工事に着手する時は、所轄の警察署長の道路使用許可を受けた後に施工すること。
- (4) 工事に着手する時は事前に自治会、消防署、環境事務所に届け出をし、苦情のないよう万全を講じること。
- (5) 工事に際しては許可書を所持すること。
- (6) 工事の着手にあたり、出来る限り交通に支障なきよう着手すること。やむをえず通行禁止及び片側、一方通行をする場合は所定の手続きを行った後着手すること。
- (7) 前項の交通制限を行う時は交通整理人を配置して交通の円滑を図ること。
- (8) 標識（看板等）により工事中であること、あるいは迂回路等を明示すること。
- (9) 転落防止のため掘削場所には防護柵を設置すること。
- (10) 工事時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- (11) 掘削跡の埋戻しは即日、仮復旧を厳守し本復旧施工までに不良箇所が生じた時は直ちに補填し交通に支障のないようにすること。
- (12) 掘削跡の本復旧は工事完了後速やかに行うこと。
- (13) 道路を横断する工事は片側工事とし、片側が終了後他の片側を行うこと。
- (14) 占用期間満了後引き続き占用しようとする時は、その期間満了の1ヶ月前までに継続許可書を提出すること。
- (15) 工事が完了した時は直ちに完了届を提出し検査を受けること。
- (16) 官民境界杭、境界板に注意し、支障がある場合は事前に市の指示を受けること。
- (17) 特に工事施工に際しては道路法、道路法施工令及び川西市道路占用規則に定められた事項を厳守すること。
- (18) 街区基準点がある場合は市と協議すること。
- (19) 占用料については、前金払（一括・半年分・1年分）とし、一旦、納付されたものについては理由の如何を問わず返還しない。
- (20) 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。
- (21) 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと。
- (22) 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。
- (23) 復旧は、